



令和2年第1回つがる市議会定例会において、つがる市手話言語条例の制定が可決されました。

手話は言語です

「つがる市手話言語条例」制定

手話言語条例とは？

私たちは、言葉を使ってお互いの意思や気持ちを理解し生活しています。そして多くの人は、音声言語である日本語でコミュニケーションをとることが当たり前だと思っています。

しかし世の中には、音声聞くこと、音声で話すことができないため、手話によってコミュニケーションをとり生活をしている人（ろう者）がいます。手話は手指や体の動

き、表情などを使う「目で見る言葉」であり、音声言語である日本語と異なる言語です。

つがる市手話言語条例は、「手話は言語である」ことを知ってもらい、これまで多くの皆さんが知らなかった、ろう者や手話のことを理解してもらうために制定しました。

（令和二年四月一日施行）

つがる市手話言語条例（抜粋）

（目 的）

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、もって、ろう者及びろう者以外の者が、共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

ろう者が自立した日常生活を営み、地域における社会参加に務め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

- ・市、市民及び事業者は手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。
- ・ろう者は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。



西北五ろうあ協会
事務局長 成田 明子

「ろう者と聴者、誰もが安心して暮らせる街づくりのために」

つがる市手話言語条例が制定されたことは、とても喜ばしいことで大変感動しています。

私たちは、今まで「ろうあ運動」を通じて、ろう者や手話に対する理解を社会に広めるための活動を行ってきましたが、十分ではないと感じていました。手話は、ろう者（耳が聞こえない人で、手話を使う人）が使う言語ですが、ろう者同士だけが使うものではなく、ろう者と聴者（耳が聞こえる人）がコミュニケーションをとるときにも使われます。

今回の手話言語条例制定をきっかけに、手話が言語であることを知ってもらい、そして聞こえない人のことを理解してもらうことになれば幸いです。一人でも多くの市民の方々と手話で会話ができるよう、また、誰もが安心して暮らせるやさしいまちづくりのために活動を続けていきます。

■手話を学んでみませんか？

手話奉仕員養成講座

聴覚障害者の生活や福祉制度について理解と認識を深め、日常生活に必要な手話を習得します。

入門課程（初心者向け）定員30名

日 時 5月12日～10月20日（毎週火曜日）
19時～20時30分 全23回

場 所 松の館

対 象 聴覚障害者との交流を希望し手話を学びたい方

内 容 手話実技・講義・交流

受講料 無料（テキスト代実費3,000円税別）

基礎課程 定員15名

日 時 4月24日～11月6日（毎週金曜日）
19時～8時30分 全27回

場 所 五所川原市中央公民館

対 象 入門課程修了者または手話検定4級以上の方

【申し込み・問い合わせ先】

福祉課 電話42-2111（内線241）

西北五ろうあ協会（工藤） FAX29-2941

■ろう者との交流サークル

つがる市手話サークル「カッコウ」

ろう者との交流を中心にサークル活動をしています。バーベキューやボウリング大会なども開催します。

日 時 毎週火曜日 19時～20時45分

場 所 松の館

内 容 手話学習（一分間スピーチなど）

【問い合わせ先】工藤 42-2614

■手話通訳者・要約筆記者派遣

聴覚に障害のある人に対して派遣をしています。官公庁・病院・学校等への手続きの際にご活用ください。

窓 口 福祉課障害福祉係
平日8時30分～17時15分
電話42-2111（内線241）

申込方法

通訳等してもらいたい日の1週間までに、直接窓口までお越しいただくか、FAX等で住所氏名、利用日時、通訳場所等をご記入の上お申し込みください（無料）。

【申し込み先】

FAX 42-4546（福祉課障害福祉係宛て）

派遣専用メールアドレスsyuwa001@gmail.com

「手話で簡単なあいさつをしてみよう」

ありがとう



こんにちは



おつかれさま



アイ・ラブ・ユー
I LOVE YOU

